

# すながわ 住まいのおしらせ



## ① 空き家・空き地の紹介と募集をしています

砂川市住み替え支援協議会（以下協議会）では、空き家や空き地の物件紹介や募集を行っています。詳細は協議会事務局（住生活支援係⑭番窓口）にお問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。



【ホームページアドレス】

[https://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/seikatsu\\_kurashi/juutaku/akiya-akichi.html](https://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/seikatsu_kurashi/juutaku/akiya-akichi.html)

砂川市 空き家 空き地

検索

※ホームページに掲載している物件情報については、紹介を目的としており、斡旋<sup>あつせん</sup>や仲介などは行っていません。賃貸や売買に関する交渉、契約については、利用者間の責任において行ってください。また、物件の賃貸や売買に関する交渉、契約に関するトラブルについては、市では責任を負いかねますので、ご注意ください。

### 住宅（自宅）を登録して成約した方

#### ▶登録物件促進補助金

自らが居住していた（相続したものを含む）住宅を協議会が行っている空き家情報の登録物件としてホームページなどで公開し、その後、売買または賃貸が成約した所有者などに補助

- ・売買の成立 10万円補助
- ・賃貸の成立 5万円補助

※空き地は対象外です。

## ② 空き家の適正な管理をしていますか？

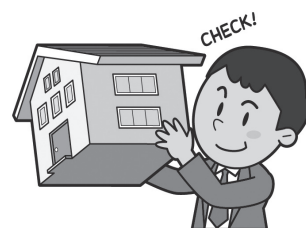
適正な管理がされていない空き家など（その敷地を含む）は、屋根や外壁などの老朽化によって、建材が落下・倒壊・飛散するといった事故を招きます。また、施錠が不完全な場合には、不法侵入・不法投棄・放火のおそれがあるなど、近隣に多大な迷惑をかける場合があります。もしも、所有する空き家などが原因で、近隣住民や通行人にけがをさせた場合は、管理責任を問われるばかりか、法的な手続きにより損害賠償を請求される可能性もありますので、適正な管理が必要です。

○定期的に除草や樹木の<sup>せんてい</sup>剪定を行ってください。

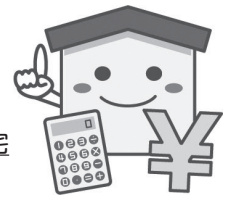
- ❖夏は雑草や樹木の枝が急激に生長し、害虫の発生につながります。
- ❖秋には枯れた雑草や樹木の枝が火災の原因になります。

○建築物の破損箇所の修理をしてください。

- ❖屋根や軒裏、外壁などの破損箇所の建材は強風で飛散することがあります。
- ❖窓ガラスやドアの破損・未施錠は不審者が侵入する原因になります。



# 3 住まいの補助金制度を利用しましょう！



詳しい条件などは、建築住宅課へお問い合わせください。

## 住宅の新築・中古住宅を購入する方

### ▶ まちなか住まいる補助金・移住促進補助金・子育て支援補助金・同居近居促進補助金

- ・新築住宅 最高 120 万円補助
- ・中古住宅 最高 70 万円補助(昭和 56 年 5 月 31 日以前の住宅は対象外)
- ・市外から市内への移住 20 万円補助

※区域、市内・外企業、建築年によって補助率・上限額が変わります。

さらに、18 歳以下の子どもを扶養する世帯または子どものいない 40 歳以下の夫婦世帯には

- + 18 歳以下の子ども 1 人につき 10 万円補助
- + 子どものいない 40 歳以下の夫婦世帯に 10 万円補助
- + 親と同居で 30 万円 (新築)、20 万円 (中古) 補助
- + 親と近居 (同一の小中学校区もしくは市内で直線 2km 以内) で 10 万円 (新築)、5 万円 (中古) 補助

さらに!

## 要事前申請

### 自宅に太陽光発電システムを設置する方

#### ▶ 住宅用太陽光発電システム導入費補助金

自らが居住する (予定含む) 住宅または同一敷地内に、未使用の JIS 規格または JET 認証を取得している (太陽電池モジュールおよび蓄電池を含む) 太陽光発電システムを設置する方に補助

- ・地元企業を利用 20% (上限額 50 万円)
- ・市外企業を利用 10% (上限額 25 万円)

## 要事前申請

### 住宅の改修・リフォームをする方

#### ▶ 高齢者等安心住まいる (住宅改修) 補助金

介護認定を受けていない 60 歳以上 (同居人を含む) で、手すりの取り付け、段差の解消、バリアフリーユニットバスの導入など、3 万円以上の改修工事を行う方に補助

- ・地元企業を利用 4/5 (上限額 22 万円)
- ・市外企業を利用 2/3 (上限額 18 万円)

#### ▶ 永く住まいる (住宅改修) 補助金

※一般リフォーム工事・耐震改修工事

自らが居住する住宅の 50 万円以上の間取り変更、増築、外壁や屋根などの改修工事などを行う方に補助

- ・地元企業を利用 20% (上限額 40 万円、耐震改修の場合は上限額 50 万円)
- ・市外企業を利用 10% (上限額 20 万円、耐震改修の場合は上限額 30 万円)

※擁壁改修工事 (ブロック塀を除く)

自らが居住する住宅用の土地に築造された高さ 1.5 m 以上の擁壁の改修工事に補助

- ・工事費用の 30% (上限額 200 万円)



「永く住まいる (住宅改修) 補助金」の対象者で、さらに 18 歳以下の子どもを扶養する世帯または子どものいない 40 歳以下の夫婦世帯は一律 10 万円補助 (子育て支援補助金)

## 要事前申請

### 住宅を解体する方

#### ▶ 老朽住宅除却費補助金

自ら居住していた住宅の所有者 (相続人を含む) で、車庫・物置・塀などの付属物の解体および家財の処分費を含む 50 万円以上の解体工事を行う方に補助 (賃貸住宅や法人所有の住宅、店舗などは対象外)

※自ら居住していた住宅を賃貸 (貸家) していた住宅の補助率および上限額は右記表の 1/2 です。

建築年代	構造	地元企業を利用		市外企業を利用	
		補助率	上限額	補助率	上限額
昭和 39 年以前に完成されたもの	木造	50%	40 万円	25%	20 万円
	非木造		50 万円		25 万円
昭和 49 年以前に完成されたもの	木造	40%	40 万円	20%	20 万円
	非木造		60 万円		30 万円
昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認	木造	30%	40 万円	15%	20 万円
	非木造		60 万円		30 万円
昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築確認	木造	20%	30 万円	10%	15 万円
	非木造		40 万円		20 万円

固建築住宅課 Tel 54-2121